

令和5年度 いじめ防止基本方針

安中市立碓東小学校

I いじめ防止基本方針策定の趣旨と基本理念

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、安中市立碓東小学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ防止対策推進法等といじめ防止に対する学校基本方針

いじめ防止対策推進法 第二条第一項【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して 当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第三条【基本理念】

1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法 第四条【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめ防止対策推進法 第八条【学校及び学校の教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

『いじめ防止等のための基本的な方針（H29.3.14 文部科学省 最終決定）』のいじめの定義説明の概要

個々の行為が「いじめ」に該当するかどうかは、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童の立場に立って様子をきめ細かく観察し、確認、判断する必要がある。

具体的には、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれ、無視、暴力、たかり、金品を隠したり壊されたり捨てられたりすること、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりすること、SNS 等での誹謗中傷、個人情報や秘密の公開などがある。（被害児童が気付いていない場合も含む）

また、いじめられた児童の立場からいじめに当たると判断した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

さらに、これらの「いじめ」の中で犯罪行為として取り扱われるべきことや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる可能性のある行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

上記のいじめ防止対策推進法、文部科学省『いじめ防止等のための基本的な方針（H29.3.14 文部科学省 最終決定）』・群馬県の『いじめ防止基本方針（H29.12月）』を参照し、以下を本校のいじめ防止対策の基本方針とする。

学校基本方針

- (1) 確東小学校の教職員は、本校の全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に自由かつ主体的に取り組むことができるよう、いじめ根絶に向けて行動する。
- (2) いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消・再発防止に向け、以下のことを共通理解し、組織的に取り組む。
 - ①いじめは学級の内外を問わず、どの子供にも起こりうるということ。
 - ②いじめは児童の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくること。
 - ③いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通すこと。
 - ④いじめる児童に対しては、毅然とした態度で「いじめは人間として絶対にしてはいけない行為であること」を理解し自覚できるよう、粘り強く指導する（ただし、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する）。
 - ⑤保護者との信頼関係づくり、地域や学校運営協議会、関係機関との連携協力に努めること。
 - ⑥日頃から、児童、保護者、地域に学校のいじめ防止基本方針の内容の周知を図ること。
- (3) いじめ根絶のために、教師から児童への指導はもちろん、児童自身がいじめ防止に向けて主体的に行動するよう、いじめ防止年間計画や道徳教育や人権教育、特別活動の教育課程を工夫する。
- (4) 教師自身が高い人権感覚をもつこと。

II いじめ防止のための組織と連携

1 いじめ防止対策委員会

①構成

校長・教頭・生徒指導主任・担当教諭・教務主任・養護教諭・【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校運営協議会委員】

※太字は、事案発生における初動の実務部会。それ以外は必要に応じて参加

※【】は重大事案発生時や取組の評価時等、必要に応じた拡大委員会の委員

※事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、警察心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を要請。

②組織の役割

学校基本方針・いじめ防止に関する年間計画に基づき、特定の教職員で問題を抱え込みず、複数の目による状況の見立てを行い、対応すること。

2 いじめ防止推進委員会

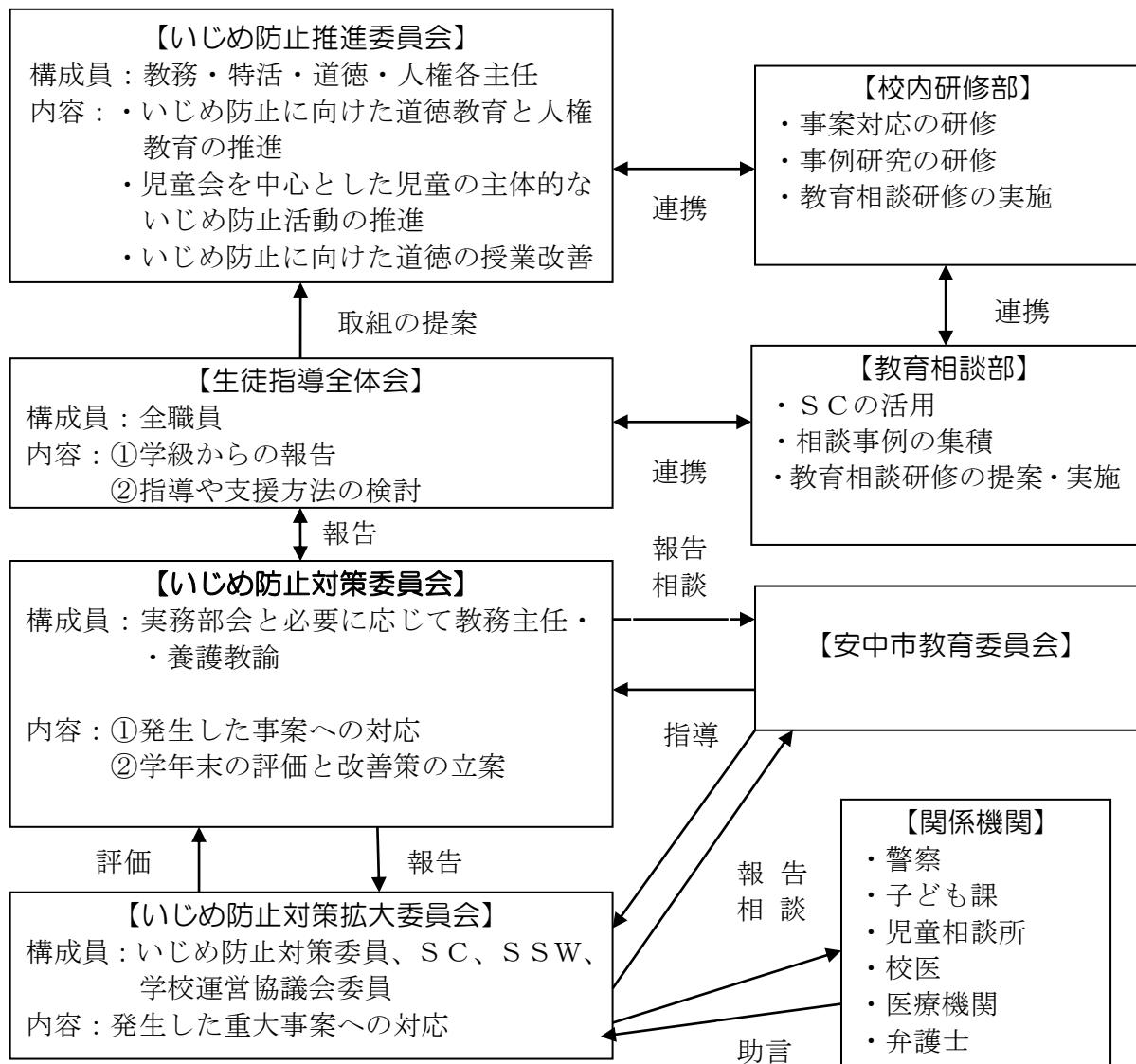
①構成

教務主任・道徳主任・人権主任・特活主任

②組織の役割

いじめの未然防止に向け、児童会活動等を通じて児童の主体的ないじめ防止活動を指導する。

3 いじめ防止のための組織の連携



III 具体的な取組

いじめの未然防止

1 学習指導の充実

- 「わかる授業」「楽しい授業」の実施
- 生徒指導の4つの視点「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した学級経営に基づく授業に全教職員で取り組む。
- 学習に遅れがちな児童も活躍できる場を設ける。
- 学習中の失敗や誤答を嘲笑せず、そこから学びを深めていける学習集団づくりを学級経営の要とする。

2 環境づくり

- 子供たちが「安心感」「自己存在感」「満足感」をもてる場所や機会を設け、いじめが発生しにくい環境を作る。（居場所作り）
 - ・児童が所属感持てる学級経営。
 - ・多様な個性に応じた活躍の場を設定した学校行事の工夫。
- いじめ防止ポスターや標語の作成、掲示。
- 児童も教職員も相手の立場や思いを意識した正しい人権感覚をもち、相手を尊重する温かみのある言葉づかいで話す。

3 教育課程

- 人権教育・生徒指導・特別活動・道徳教育の全体計画を関連付け、児童の実態や時代の要請に合わせて常に見直し、改善することで、いじめの学校を目指す。
- 常時指導を基盤に、道徳の授業、学校行事など、学校の教育活動全体で道徳教育を行い、児童たちの道徳性や日常に生きる人権感覚をはぐくむ。
- 道徳教育の重点目標・努力点の一つにいじめ防止を設定する。
- 道徳の時間を通して、善悪の判断、親切・思いやり、相互理解・寛容、公正・公平、生命の尊さなどいじめ防止につながる道徳的価値について考えが深まるよう、児童自身の意識改革につながるような授業を工夫する。
- 人権強調月間を年に1回以上設定し、校長による人権講話、児童会による人権集会を通して、集中的に自分と「いじめ」について振り返り、防止に向けて主体的に考え、自校のいじめ防止宣言を決定して全校的にいじめ防止に取り組む。
- 情報モラル教育を位置づけ、携帯電話、スマートフォン、SNS、ゲーム機、PC等については、情報モラル講演会を設けたり警察等からのリーフレットを活用したりして、その利便性と危険性の両面を知らせていく。

4 児童の主体性の育成

- いじめ防止4つの約束
 - 1, いじめをしない
 - 2, いじめをさせない
 - 3, いじめをみのがさない
 - 4, いじめをゆるさない
- 学級活動では、いじめの未然防止や解決方法などを話し合い、学級のルールをつくり、一人一人ができる考え、いじめ防止に主体的かつ具体的に取り組むようにする。
- 縦割り班活動を通して、学年を越え、多くの友達と関わる喜びを感じながらいじめに

向かわない児童を育成する。

- 学校行事・クラブ活動・委員会活動では、役割分担の必要性や異年齢集団のよさを感じさせ、よりよい人間関係を築くようとする。

5 学校・家庭・地域・関係機関等の体制づくりと連携

- いじめ防止等にむけて、生徒指導委員会全体会・いじめ防止推進委員会を活用しながら組織的に取り組む。
- スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）をいじめ防止研修の講師や児童の実態に関する情報収集に活用する。
- 学校だよりや、HPを利用して学校の取組や児童の様子を積極的に発信し、保護者や地域のいじめ防止意識も高める。
- 確東小学校運営協議会等、地域との情報交換を心がけ、児童のいじめに関わる情報をキャッチできる態勢を整える。
- 保護者会や学級だよりを通して、学校はいつでも気軽に見学できることや些細なことでも相談できる場であることを周知しておく。（但し、コロナ禍に於いては、感染レベルによる行動基準を守る）
- スクールサポートや養護教諭を介して警察・校医等と情報交換を積極的に行う。
- 幼稚園、保育園、中学校と連携し、児童の生活の様子、家庭環境、生育歴等の情報を交換し、スムーズな入学・進学の一助とする。
- 学校HPに本方針を掲載する。

いじめの早期発見

1 いじめを発見する手立て

- (1) 教師と児童との日常の交流を通した発見
 - チャンス相談、休み時間、給食、昼休み、放課後等
- (2) 複数の教員の目による発見
 - 職員会議等における情報共有
 - いじめ防止を意識した校内巡回。
- (3) アンケート調査
 - 年間12回毎月「生活アンケート」を行うほか、前後期2回の学校評価の中にも「いじめ」の項目を設けて評価する。
- (4) 教育相談を通した把握
 - 4月の家庭訪問、必要に応じた保護者との面談。
 - スクールカウンセラーによる教育相談、助言。

2 学級内の人間関係の客観的な把握

- 教師間の情報交換、改善へのアドバイス

3 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- 「SOSの出し方教育」を学級活動年間指導計画に位置づける。
- 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に知らせておく。
- SCやSSW等に相談できることを周知する（連絡先リーフレットや相談カードの配付）。

4 保護者や地域からの情報提供

- 日頃からいじめに対する確東小の考え方や取組を保護者や地域に周知し、共通認識をした上で、いじめの早期発見に協力を願う。連絡ノート等担任からの些細な情報も見逃さず、しっかり対応する。

- 保護者が児童の変化を読み取り、SOSを受け止められるよう、いじめを発見した際の学校への連絡方法も知らせておく。

いじめ解決への対応

1 基本的な考え方と取組

- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることであるという認識のもと、職員で情報を共有し複数（組織）で対応していく。
- 疑惑や発覚とともに、まずいじめ防止対策委員会の実務部会を招集し、迅速に対応する。その後本会を開き、組織として対応する。
- 重大事案発覚の場合は、安中市教育委員会に相談し、指示を仰ぎながら、いじめ防止対策拡大委員会を招集し、必要に応じて各種関係機関と連携して、加害行為を止め、被害児童の保護と心のケアを行う。
- 複数名で事実の聞き取りを確実に行う。
- 校長は、聞き取り等によって集めた事実情報をもとに、加害・被害児童やその保護者に、説明責任を果たす。
- 被害児童やその保護者に寄り添い、誠意ある対応を行う。
- 保護者と連携して解消への手立てをとる。
- 校長は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要と認めるときには、出席停止制度を適切に運用していく。また、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 謝罪をもっていじめ解消とせず、いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、児童を観察し、保護者と継続的な連絡を行う。
- いじめ加害児童について、成長支援の観点からしっかりと指導を行う。

2 重大事態への対応

- 重大事態発生の場合は、いじめ防止対策拡大委員会を開いて説明し、評価をもとに、対応を修正する。
- 重大事態が発生した場合には、関係した児童たちばかりでなく、学校全体の児童たちや保護者、地域の不安や動搖、風評への対応が必要となる。
- 学校だけでは対応せず、必ず教育委員会と密接に連絡を取りながら、いじめ防止対策拡大委員会を招集し、迅速で適切な方法で対応する。必要に応じて県が設置しているサポートチーム（「いじめ問題対策チーム」）の活用を図る。
- 児童たちや保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すため、一貫した情報発信を行う。その際、個人のプライバシーに十分配慮する。
- 必要に応じ、S CやS SW等を活用によるケアを行う。
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携をとり、法に基づいた調査と報告を行う。

取組の評価・検証

- 学校評価の項目に、いじめ防止への取組の項目を作り、適正に評価していく。
- 年度末の学校運営協議会の中で、学校評価をもとに評価を行い、改善策を立てる。
- 学校だよりやH Pに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域に情報発信と啓発活動を行う。